

指定管理者が行う市場活性化事業

担当課：大阪府中央卸売市場

事務事業の概要	検出事項	監査の結果
<p>1 府は平成24年度より市場経営の効率化と市場の活性化を目的として指定管理者制度を導入（～平成28年度）した。</p> <p>2 指定管理者が行う市場活性化事業</p> <p>(1) 市場の活性化及び競争力の強化に資することを目的とする。</p> <p>(2) 一般管理費の縮減額（平成24年度は58百万円）を予算の範囲内として事業を実施する。</p> <p>(3) 指定管理者は、毎年度、当該事業年度の前年度の2月末日までに市場活性化事業計画書を府に提出し、府は内容を審査する。</p> <p>(4) 指定管理者は、事業年度終了後、市場活性化事業の実施状況及び実施に要した経費の収支状況を府に報告し、府は速やかに確認を行う。</p> <p>【参考：大阪府中央卸売市場の管理運営業務契約書（抜粋）】</p> <p>第10条 大阪府中央卸売市場管理センター株式会社（以下「乙」という。）は、指定管理者制度を導入することによる一般管理費（人件費、事務費）の縮減額を原資として、市場の活性化及び競争力の強化に資するための事業（以下「市場活性化事業」という。）を実施するための経費として、活性化事業費を設ける。</p> <p>2 乙は、活性化事業費を活用して、乙が指定申請時に提案した事業その他の市場活性化事業を実施する。</p> <p>3 乙は、毎事業年度の終了後、当該事業年度における活性化事業費の実績額が計画額（予算額）を下回った場合は、当該下回った差額を精算金として甲に納付し、上回った場合は、当該上回った差額を負担する。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、乙は、当該事業年度の活性化事業費の実績額が計画額（予算額）を下回った場合において、甲の承認を得たときは、当該下回った差額を翌事業年度以降平成28年度までの活性化事業費に充当することができる。</p>	<p>1 指定管理者は、市場活性化事業費として58百万円を執行したが、平成24年度については、収入（売上高割使用料及び面積割使用料）が計画比減少しており、「市場の活性化及び競争力の強化に資する」との効果の発現が見てとれない。</p> <p>2 現状の市場活性化事業の実施状況及び経費の収支状況の報告では、当初に提出された計画書との関連が一覧で把握できず、市場の収入増につながる効果的な使い方をしていないかの把握、チェックが困難であり、今の様式では不十分である。</p>	<p>1 活性化事業費は効果の発現を図りにくい費用であり、活性化に貢献しない費用が計上されるリスクが存在しているため、市場活性化事業計画書の審査の際に厳格なチェックをする必要がある。</p> <p>2 活性化事業費が指定管理者と合意された当初の目的を達成するために効果的に使われているか、容易にチェックできるような報告様式に見直す必要がある。</p>
事務事業を所管する大阪府中央卸売市場の見解		
<p>1 活性化事業については、指定管理者制度の導入の趣旨からも、民間のノウハウを活用すべく指定管理者からの提案により実施するもの。</p> <p>2 活性化事業の中には、施設の美化整備や食育活動の面を持った事業もあり、全てが取扱高の増加に直結するものではないが、市場の活性化につながるものと認識している。</p> <p>3 指定管理者からは四半期ごとに実績報告の提出を受けており、その際事業内容についてヒアリングを行っている（PDCAサイクルを回している）。</p> <p>4 事業の中身が効果の発現にどうつながっているか、府民にもわかりやすく説明できるよう指定管理者と話し合いながら進めていく。</p>		
委員意見		
<p>府は、事業計画書の審査の際に厳格なチェック（例えば、目的に対して効果的な使用であるか、無駄な経費の使い方にならないか。）を行った上で、活性化事業費が「市場の活性化及び競争力の強化に資する」ために使われているかを容易にチェックができる報告様式に改め、指定管理者と合意されたい。</p>		
措置の内容		
<p>従前の様式では、事業計画書においては事業内容、事業費及び実施予定の記載にとどまっておらず、また、実績報告書との様式の統一性がなかった。そのため、活性化事業費のよりの確な進捗管理を実施できるよう、事業目的・効果の記載を求めるとともに、計画書と報告書との統一性を確保する様式に改めた。今後とも、指定管理者と連携し、市場の活性化に努める。</p>		

指定管理者との緊急修繕費の負担関係

担当課：大阪府中央卸売市場

事務事業の概要	検出事項	監査の結果
<p>1 府は平成24年度より市場経営の効率化と市場の活性化を目的として指定管理者制度を導入（～平成28年度）した。</p> <p>2 大阪府中央卸売市場の管理運営業務契約書で定められている緊急修繕費に関して、府と指定管理者である大阪府中央卸売市場管理センター株式会社との負担関係は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 100万円以下は指定管理者の負担。 ・ 100万円超は協議によりどちらの負担かを決定。 <p>3 指定管理者の有する緊急修繕費予算は50百万円で、未使用残額がある場合は、府に精算金として納付する必要がある。（平成24年度は未使用残額なし。）</p> <p>4 府としては、100万円超のものは市場業務を行う上での根幹に関わるものもあるので、本来、府が行うべきと考えており、緊急性を要するなど便宜的に指定管理者が行うほうが良いものは指定管理者が行えるように協議事項としているとのことである。</p>	<p>1 府は、指定管理者からの依頼により100万円超の修繕工事（9件、15百万円）を実施している。その中には、防犯カメラ修繕工事等（1百万円）等があるが、緊急性を考慮すれば、指定管理者の実施とも判断される可能性のある工事があり、府の考え方に沿った負担となっているかどうかは明確でない。</p> <p>2 指定管理者においては、3月に31百万円の予算が執行されており、100万円超の修繕工事（4件、18百万円）を実施している。その中には、車止め修繕工事（6百万円）等があるが、協議録も残されていないため、負担関係についてどのような判断がなされたのかが明確でない。</p>	<p>1 府の考え方に沿った意思決定がなされないリスクが存在するため、明確なルールを作成する必要がある。</p> <p>2 府の考え方に沿った意思決定がなされたか検証できないリスクが存在するため、協議の過程を協議録として残す必要がある。</p>
<p>【参考：大阪府中央卸売市場の管理運営業務契約書（抜粋）】</p> <p>第11条 大阪府中央卸売市場管理センター株式会社（以下「乙」という。）は、中央市場の施設・設備について突発的に発生する不具合に対応し、中央市場の機能を維持するために緊急に施工する必要がある修繕工事（以下「緊急修繕」という。）を実施するための経費として修繕費を設ける。</p> <p>2 乙は、原則として、大阪府（以下「甲」という。）が毎事業年度定める計画額（予算額）の範囲内で、緊急修繕を実施するものとする。</p> <p>3 乙は、見積金額が100万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える緊急修繕を実施しようとする場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。緊急修繕の当該事業年度の累計額が前項の計画額（予算額）を超えることが見込まれる場合も、同様とする。この場合において必要と認めるときは、甲は、計画額（予算額）を増額するものとする。</p> <p>4 乙は、毎事業年度の終了後、当該事業年度における緊急修繕の実績額が計画額（予算額）を下回った場合は、当該下回った差額を精算金として甲に納付し、上回った場合は、当該上回った差額を負担する。</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、乙は、当該事業年度の緊急修繕の実績額が計画額（予算額）を下回った場合において、甲の承認を得たときは、当該下回った差額を翌事業年度以降平成28年度までの修繕費に充当することができる。</p>		
<p style="text-align: center;">事務事業を所管する大阪府中央卸売市場の見解</p>		
<p>1 日常の補修・メンテナンス関係の緊急修繕については、場内業者のニーズに基づきスピード感のある事業実施を図る観点から指定管理者の業務としているが、100万円超のものについては、市場業務を行う上での根幹に関わり、計画修繕や大規模改修に類するものであることから、基本的には開設者の役割であると認識している。</p> <p>2 ただし、年度により、府の予算の執行状況や指定管理者が実施する緊急修繕に係る経費の増減を勘案する必要があること、また、緊急性を要するなど指定管理者が実施するほうが効率的である場合などが予測されることから、協議事項としている。</p> <p>3 見積もりで100万円超のものの負担協議については、書面協議の記録を残していく。</p>		

委員意見

府の明確な考え方（例えば、資本的支出となるものは全て府が実施する。）を明文化したルールを作成し、指定管理者と合意形成した上で、そのルールに則って協議を行い、証跡としての協議録を残されたい。

措置の内容

緊急修繕費の負担に係る府の考え方を作成し、指定管理者と合意するとともに、協議が必要な事項については、書面協議を行い、決裁の中で協議内容を明確にするようルール化した。
今後とも適正な指定管理者制度の運用に努める。